

◎養豚農業振興法

(平成二六年六月二七日法律第一〇一号) (衆)

一、提案理由(平成二六年六月五日・衆議院本会議)

○坂本哲志君 ただいま議題となりました三法律案につきまして申し上げます。

……(略)……

次に、養豚農業振興法案及び花きの振興に関する法律案の両案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

養豚農業振興法案は、養豚農業が、国民の食生活の安定に寄与し、及び地域経済に貢献する重要な産業であること並びに食品残渣を原材料とする飼料の利用等を通じて循環型社会の形成に寄与する産業であることに鑑み、養豚農業の振興を図るため、農林水産大臣による養豚農業の振興に関する基本方針の策定について定めるとともに、養豚農家の経営の安定、飼料自給率の向上等を図るための国内由来飼料の利用の増進等の措置を講じようとするものであります。

……(略)……

両案は、昨四日農林水産委員会において、全会一致をもって

養豚農業振興法

委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

なお、本委員会におきまして、養豚農業の振興に関する件及び花きの振興に関する件を本委員会の決議として議決したことを申し添えます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○決議(平成二六年六月四日)

我が国の養豚農業は、国民の食生活の安定に寄与するとともに、地域経済に貢献している重要な産業であり、また、食品残渣を原材料とする飼料の利用等を通じて循環型社会の形成にも寄与している。

しかしながら、養豚農業を取り巻く環境は、配合飼料価格の高騰、豚流行性下痢(PED)の発生など厳しいものがあり、特に、環太平洋パートナーシップ(TPP)協定については、交渉の結果によつては、我が国の養豚農業に大きな影響を与えかねないことから、養豚農家の間に不安が広がっている。

よつて政府は、「養豚農業振興法」の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

一 養豚経営安定対策事業について、養豚経営のセーフティ

三六五

ネット機能が十全に發揮されるよう、養豚経営安定対策事業における国と生産者の積立金の在り方を含めた国の支援の在り方を検討し、必要な措置を講ずること。

二 国内における豚流行性下痢（PED）の感染拡大に対処し、早期のまん延防止を図るため、養豚農家による飼養衛生管理基準の遵守を徹底するとともに、防疫措置の強化を行い、これに伴う関係者の負担の軽減について配慮すること。また、本病に係る防疫対応の状況を検証し、家畜伝染病予防法の見直しも含め、必要な対策を講ずること。

三 TPP協定交渉について、我が国の養豚農業が今後とも安定的に発展できるよう、平成二十五年四月の本委員会決議「環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉参加に関する件」を遵守し、確固たる決意をもって臨むこと。また、今後の国際交渉の進捗に即応して、適時適切な国内対策を講ずるとともに、養豚農業振興法について必要な見直しを行うこと。

と。
右決議する。

二、参議院農林水産委員長報告（平成二六年六月二〇日）

○野村哲郎君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

げます。

まず、養豚農業振興法案は、養豚農業の振興を図るため、農林水産大臣による基本方針の策定について定めるとともに、養豚農家の経営の安定、国内由来飼料の利用の増進、安全、安心な豚肉の生産及び消費の拡大等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、提出者の衆議院農林水産委員長坂本哲志君より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。

………（略）………

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成二六年六月一九日）

我が国の養豚農業は、国民の食生活の安定に寄与するとともに、地域経済に貢献している重要な産業であり、また、食品残さを原材料とする飼料の利用等を通じて循環型社会の形成にも寄与している。

しかしながら、養豚農業を取り巻く環境は、配合飼料価格の高騰、豚流行性下痢（PED）の発生など厳しいものがあり、特に、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定については、交渉

の結果によつては、我が国の養豚農業に大きな影響を与えかねないことから、養豚農家の間に不安が広がっている。

よつて政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 養豚経営安定対策事業について、養豚経営のセーフティネット機能が十全に發揮されるよう、養豚経営安定対策事業における国と生産者の積立金の在り方を含めた国の支援の在り方を検討し、必要な措置を講ずること。

二 国内における豚流行性下痢(PED)の感染拡大に対処し、早期のまん延防止を図るため、養豚農家による飼養衛生管理基準の遵守を徹底するとともに、防疫措置の強化を行い、これに伴う関係者の負担の軽減について配慮すること。また、本病に係る防疫対応の状況を検証し、家畜伝染病予防法の見直しも含め、必要な対策を講ずること。

三 TPP協定交渉について、我が国の養豚農業が今後とも安定的に発展できるよう、平成二十五年四月の本委員会の「環太平洋パートナーシップ(TPP)協定交渉参加に関する決議」を遵守し、確固たる決意をもつて臨むこと。
右決議する。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。